

## 会 議 録

会 議 名	令和5年度 第4回福島市男女共同参画審議会
開催日時	令和6年1月11日(木) 午前9時30分から午前11時15分
開催場所	福島市男女共同参画センター 3階中会議室
出席委員	横田智史会長、赤間幸子委員、佐藤久美子委員、高橋丈晴委員、 旗野礼子委員、前川直哉委員、元井貴子委員、柳沼靖子委員、 山内圭介委員、横山卓也委員
学生出席者	福島大学：1名 桜の聖母短期大学：2名
欠席委員	小澤和枝副会長、赤間睦子委員、松原喜憲委員
議 題	議 事 (1) 報告事項等 ①学生アンケート結果 ②学生からの意見 (2) 審議事項 ①骨子案 ②条例改正案 ③答申案
市側出席者	総務部長：矢吹淳一 総務部次長：南澤 大 男女共同参画センター所長：木村佳子 主任：本田太郎

令和5年度 第4回福島市男女共同参画審議会 会議録

日 時：令和6年1月11日（木）午前9時30分～午前11時15分

場 所：福島市男女共同参画センター 3階中会議室

出席者：委員10名（別紙のとおり）、学生3名（別紙のとおり）

事務局：4名（別紙のとおり）

事務局（次長） 開会  
横田会長 あいさつ  
事務局（次長） 学生紹介  
議事

（1）報告事項等

- ①学生アンケート結果
- ②学生からの意見

（2）審議事項

- ①骨子案
- ②条例改正案
- ③答申案

（3）その他

横田会長 （1）報告事項等に入る。学生アンケートについては、桜の聖母短期大学と福島学院大学の学生から回答いただいている。はじめに、桜の聖母短期大学の結果について、元井委員より説明願う。

元井委員 資料1にて説明  
学生アンケートをとるにあたって実施した、性的マイノリティに関する授業後の振り返りシートにおいて、「当事者ではない自分たちが性的マイノリティの方が住みやすい社会について考えることは、自分たちのエゴではないか」と心配する学生のコメント等をみて、授業を通じて学生にこの問題がデリケートであることを伝えられたと感じた。

横田会長 続いて、福島学院大学の結果について、事務局より説明願う。

事務局（主任） 資料2にて説明

横田会長 元井委員より説明のあった「当事者ではないので、自分たちのエゴ的な見方、活動になっていないかという学生の考え方」について、前川委員よりご意見をいただきたい。

前川委員 自分は当事者ではないという視点から、とても聡明な考え方である。その一方で、同じクラスにもたくさんの当事者がいて、自分が当事者で

あることを言えない状況を社会が作り出してしまっているという観点で見ただくと、性的マイノリティの当事者であるかに限らず、社会を作っていく一員として、どんな社会を作っていくかを考えていく一当事者である。

横田会長 他に意見、質問はないか。  
(なし)

横田会長 ここで、学生のみなさんからLGBTQやパートナーシップ制度に対するコメントをいただく。

桜の聖母短期大学のお二人よりお願いしたい。

学生（聖母短大） パートナーシップ制度については、ニュースなどで聞いたことがある程度で、周りに確実な当事者がいなかったため、身近な問題ではなかった。性的マイノリティに関する講義を受けて、福島市でもパートナーシップ制度の導入が検討されていることを初めて知った。その講義の中で、親や子との関係を証明するファミリーシップ制度があることを知り、本当の家族のような関係で、支えあって生きていけることはとても良いことだ感じた。また、同性愛について調べ、10代の同性愛の方たちの自傷行為が多いことを知った。

私たちのような授業で同性愛について学べる世代は、理解が広まっている一方で、親世代の理解が深まっていないのが現状だと思う。

今後、もしも自分が親になり子どもが同性愛だったとき、子どもが傷つかないよう、差別をしない社会にしないといけないと思った。

そのためにも、同性愛カップルを市で公式に認めていくパートナーシップ制度は、最初の一歩として重要だと感じた。

学生（聖母短大） 同性愛者も異性愛者も好きな人と一緒に生活したいということは、変わらないと思うので、同性愛者の方をサポートできるパートナーシップ制度は必要だと考えている。

先程あった自傷行為が多いという話の例として、一橋大学の同性愛の方が自殺してしまったという事件があった。この事件は、当事者ではない別な方が、周りの方にアウティングしてしまったことが原因となって自殺をしてしまったと考えられていることから、周りの方も理解を深めていかなければいけないことが現状だと感じている。

今後、社会に出て出会う同期の方や後輩の方など、たくさんの人の中にも同性愛の方がいると思うので、みんなが楽しく暮らせる地域にしていければよいと考えている。

やはり、同性愛に対する偏見を持つ方も中にはいるため、そういった偏見をなくしていくことが大切だと思う。

- 横田会長 学生世代ではなく、我々世代の理解をどうしていくかが、一番大きなポイントである。
- 赤間委員 学生意見に対して、意見、質問はあるか。
- 赤間委員 私たちの世代では、理解しようと思っても中々納得できない方が多いのは事実である。自分たちの世代でも、誰にも当事者であることが言えず、苦しんでいた方がいると思うと心が苦しい。
- 佐藤委員 これから、若い方たちのように、古い考え方から脱却して、みんなが幸せな社会になっていくことを期待している。
- 元井委員 当事者ではない人たちで話し合っているという考え方が前提になっているという気づきを、学生の皆さんにも共有していただけるとよいと思う。
- 旗野委員 女子生徒のみの学校であることから、生徒だけでなく教職員も女性しかないという前提で考えていたと思う。
- 旗野委員 新しい気づきをいただいた。
- 旗野委員 10代の自傷行為が多いという話について、本当にそのとおりだと思う。そういった面でも、教職員一丸となって勉強していきながら、対応していきたいと思う。
- 横田会長 教育現場においては、これからどんなことが必要になっていくのか。
- 前川委員 一番大きいのは、いじめの問題である。
- 前川委員 からかいという名のいじめにより、自分自身の性のあり方についてコンプレックスを感じたり、否定的になってしまう。それが、自傷行為といった命に関わる問題につながってしまうということを、先生方にも理解していただくことが大切である。
- 横田会長 つづいて、(2) 審議事項に入る。
- 事務局(主任) 骨子案について、事務局より説明願う。
- 事務局(主任) 資料にて説明
- 横田会長 8月、10月で話し合ったことを盛り込んだ内容となっている。
- 前川委員 意見、質問はあるか。
- 前川委員 この宣誓証を受領することによって、どのようなサービスを受けられるのか。市営住宅へは入居や病院での面会などは可能なかがポイントになってくる。災害の際に、この制度が大きな意味をもつ。建物が倒壊したとき、家族でなければ仮設住宅へ入居できない、病院で面会できないとなれば、この制度の意味がない。
- 事務局(主任) このような状況をふまえ、市役所内の各課へ提供可能なサービスについて確認しているか。
- 事務局(主任) 去年の10月の初めに、庁内への説明会を行っている。また、提供可能なサービスについて、7月から8月に各課へ照会を行っている

今後については、1月中により詳しい内容で庁内への説明会を実施予定である。また、次回の審議会までには、ある程度の提供可能なサービスについてお示しできるよう準備する。

横田会長  
佐藤委員

他に意見、質問はあるか。

庁内へのサービスの照会について、どのような形で行われたのか。他の市町村の例を挙げて本市ではどのようなサービスが提供可能か照会を行ったのか。または、白紙の状態でご各課に提供可能なサービスについて照会をかけたのか。

事務局（主任）

2種類ある。最初の段階では、全国的なサービスの傾向について、各部署へ提示を行いながら照会を行った。また、秋田市や盛岡市、伊達市といった先に導入した近隣自治体の提供サービスとの比較検討を行っている。

他に意見、質問はあるか。

横山委員

宣誓できる方の要件について、いずれか一方が本市に住所を有することは、もう一方が住所を有する自治体と本市のどちらの宣誓もできるということか。

事務局（主任）

双方の自治体で宣誓可能である。

元井委員

例えば、一方が福島市で一方が東京都に住んでいた場合に、それぞれの自治体で宣誓を行うと何か不都合はあるのか。

事務局（主任）

それぞれの自治体において要件を満たしていること、この制度に法的効力はないため、不都合はないと思われる。

前川委員

それぞれの自治体で宣誓を行って、お互いが2枚のカードをもつことは想定される。ただ、骨子案にも記載のある双方が宣誓しようとする者以外とパートナーシップ関係にないということは、大切ではあるが確かめようがない。ゆえに、重婚に近い関係が今後広がっていく可能性について、この制度を研究している方々の中で問題になっている。

横田会長

宣誓書類等でも、これを確認するすべはないか。

事務局（主任）

宣誓の確認書において、そういった要件を満たしているかどうかチェックいただく。また、宣誓書の内容に虚偽があった場合については、宣誓を無効とする。

横田会長

他に意見、質問はあるか。

（なし）

では、条例改正案について、事務局より説明願う。

事務局（主任）

資料にて説明

横田会長

大きな流れでいくと、個人の尊重というのがあって、個人の尊重の中に多様性理解の増進がきていて、その中で性の多様性を掲げている。加え

て、福島市ではジェンダー・フリーの記載をジェンダー平等に変える。  
これについて、意見、質問はあるか。

前川委員 ジェンダー・フリーという言葉が誤解を招きやすいため、別な言葉のほうがよいという話はあるが、ジェンダー・フリーとジェンダー平等では、言葉の意味が違う。記載の内容は、ジェンダー・フリーに対する定義であるように思うが、福島市では、この説明をジェンダー平等と定義づけるということか。

事務局（主任） ジェンダー・フリーの改正について、他市町村の状況等を調べ、後日回答する。

横田会長 他に意見、質問はあるか。

（なし）

つづいて、答申案について、事務局より説明願う。

事務局（主任） 資料にて説明

横田会長 意見、質問はあるか。

前川委員 2点ございます。

1点目は、答申の5行目に記載のある事実婚という文言について、答申はこのままの記載でよいが、骨子案の対象者の範囲については、異性間の事実婚と明記したほうがよいと思う。事実婚については、基本的には異性間を想定するが、国際的には同性同士の事実婚もいることから、この制度では異性間の事実婚も対象としていることを明記するため、異性間の事実婚または、同性間・異性間の事実婚を含むと明記したほうがよいと思うがいかが。

事務局（主任） 骨子案については、異性間の事実婚と明記し、答申については現状のまま事実婚のみの記載とする。

前川委員 同性間・異性間の事実婚のほうがよいと思われる。

2点目は、答申案9行目について、なるべく付随するサービスを盛り込んでほしいという意思がストレートに伝わる文言を答申内に加えた方が、庁内、民間事業者へ説明しやすいのではないかと。十分に検討を進めていたただきたいという文言でも伝わると思うが、もう少しよい文言があれば。

横田会長 表現的に意思の強さをアピールするために、「具体的に」といった文言がよいか。「具体的に」ではかえって絞られてしまうか。

前川委員 なるべくサービスを盛り込んでほしいという内容が答申にあると、事務局での調整がスムーズになるのではないかと。

事務局（主任） 庁内の連携体制については、具体的に進めていく方向で話をしている。法的効力がないことをもとに、仮に民間事業者にお願いする場合には、具体的という言葉は留めるべきかと思われる。他市町村のガイドブック

等でも理解を求めるといった言葉に留めている場合が多い。行政へのアプローチと民間事業者へのアプローチの仕方については、整理が必要である。

横田会長 答申を受けても、庁内で話がスムーズに進まないというのは、具体的にどういった場合か。

事務局（主任） 他自治体での例となるが、パートナーシップのみを対象とした場合と、ファミリーシップも含めた場合とでアプローチの仕方が異なる。そういった中で、どれだけ関係するかといった理解の浸透の具合が違うと思われる。実際に説明会を行ってみたところ、今までは全く分からなかったが、制度のイメージが沸いたという話があり、丁寧な説明が必要だと思われる。そのため、いきなりお願いするのではなく、制度の内容や成果と課題を共有しながら作りこんでいくというプロセスが重要である。我々としては、そういった部分を重点的に説明していきたいと考えている。中身が分かりにくければ、各課でも手を挙げにくいいため、内容について必ず共有しながら進めていく必要があると思われる。

前川委員 答申案9行目について、「…民間事業者等の理解と協力のもとに、」の後に、「当事者に寄り添って」や「人権尊重の視点に立ち」といった文言を加えてみてよいのではないかと思う。

事務局（主任） 次回の最後の審議会までに、もう一度皆様より意見をいただく機会を考えているため、その際には、いただいた意見を反映したものをご提示させていただきます。

横田会長 ここまで、骨子案、条例改正案、答申案についての議事を進めてきたが、全体を通して意見、質問はあるか。

柳沼委員 病院に従事するものとして、こういった制度があると患者への支援も進められると思っている。また、制度が出来上がった際の広報が重要になってくると思われる。

山内委員 年齢の高い方々の理解が進まないからこそ、同性同士の婚姻に対する理解が進まないのではないかと感じた。

ジェンダーとは、「男のくせに…」 「女のくせに…」 といった考え方が根本であって、LGBTQとは直接的な関係はないのか。

前川委員 男の社会を中心に据えるといった形が根本にあり、男がメインで女がサブというような考えが、「男らしさ」「女らしさ」につながっていく。社会全体を男性中心に動かしていくとなった時に、障害になるのが同性愛やトランスジェンダーといった性的マイノリティの話になる。そのため、ジェンダーに関する話と性的マイノリティに関する話は、強く結びついている。

横山委員 先程、学生から他者のアウティングによって起きた事件を受けて、周りの気づかひが必要であるとか、楽しく暮らせる地域にしたいといった話を聞いて、私が所属する組織もそういった部分への意識がまだまだ薄いと感じた。今後、組織の中へもそういった意識への働きかけが必要である。

横田会長 以上で、予定していた全ての議事が終了した。  
最後に、福島大学の学生さんからLGBTQやパートナーシップ制度に対するコメントをいただきたい。

学生（福大） パートナーシップ制度を導入することは、性的マイノリティの方にとって安心感につながると思う。また、同性間と異性間は違う存在といった意識を持ちにくくなるということは、とても良いことだと思う。区別してほしいわけではなく、同じような存在として、同じような権利を得られるということが大事であるため、サービス面に関することもすごく大事だが、制度検討の結果として、意識が変化するというのも大切である。自分の経験で嫌なことを言われたり、自分自身を使い分けたりすることがあったため、当たり前じゃない人がいるという意識や異性愛が前提ではないという意識をもてる場を設けていただけるとよいと思う。女性で好きな人いないのといった話をされると、すごく反応に困ってしまうため、質問の仕方を変えるだけでも、気が楽になる人がいるということを理解していただくとありがたい。

横田会長 意見、質問はございますか。

赤間委員 宣誓という言葉に違和感があるが、この言葉を使用することは問題ないか。

事務局（主任） 宣誓と言う言葉が非常にキーワードになっている。自治体が証明する内容は、二人の関係を証明するというのではなく、二人が宣誓したことを証明するというものである。そのため、宣誓のあるなしで、大きく意味が変わってくる。お二人が自主的に宣誓したことを、自治体は証明するという作り方をしている。

赤間委員 結婚をイメージした場合とで、違和感はないか。

事務局（主任） 全国的には、宣誓という言葉が大部分である。中には、届出や審査のみの自治体も若干数はあるが、自主的なものを促す宣誓という言葉を使用している自治体がほとんどである。

横田会長 ほかに意見、質問はあるか。

佐藤委員 上の世代からの影響で、初めは何もこだわりを持っていない子どもたちが、偏見を持っていってしまうため、若い世代が先頭になって、意識を変えていっていただけたらと思う。



横田会長 以上で、すべての議事を終了したので議長の任を解かせていただく。

(4) その他

事務局からの連絡事項

事務局（所長） 本日の意見等を反映した資料を後日お送りする。併せて、意見を賜りたいと思うので、よろしく願います。

事務局（次長） 閉会